

トミタ電機株式会社定款

トミタ電機株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、トミタ電機株式会社と称し、英文では、T O M I T A
E L E C T R I C C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電子機械器具および電子部品の販売ならびに製造
- (2) ファインセラミックスの販売ならびに製造
- (3) 日用雑貨、インテリア用品、衣類、家具、玩具、衛生用品、育児用品、
レジャー用品、スポーツ用品、娯楽用品の販売
- (4) 家庭用電化製品、加工食品の販売
- (5) 事務用機器、事務用品の販売
- (6) 自動車用品、工具の販売
- (7) 不動産の賃貸
- (8) 子会社および関連会社の事業活動に関する運営管理、コンサルティング業
務
- (9) 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を鳥取市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、160万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年4月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 17 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、5 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 18 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 当会社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。

(任 期)

第 19 条 取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

ただし、補欠の監査等委員が監査等委員に就任した場合は、当該補欠の監査等委員としての選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできないものとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各取締役に對して發する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを區別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 25 条 当社は、取締役（取締役であつた者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 26 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査等委員に對して發する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手續を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 27 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 28 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第 29 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当会社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 31 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 32 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 1 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 7 月 31 日とする。

3 前 2 項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 33 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第65期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

（電子提供措置等に関する経過措置）

第2条 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。

3 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和 50 年 3 月 27 日一部改正
昭和 52 年 3 月 28 日一部改正
昭和 63 年 3 月 29 日第 2 条改正
平成 2 年 12 月 5 日第 19 条削除
平成 3 年 3 月 28 日第 14 条改正
平成 3 年 5 月 16 日第 6・7 条改正
平成 3 年 5 月 16 日第 7 条新設
平成 3 年 10 月 22 日第 5・8・36 条削除
平成 3 年 10 月 22 日第 3 条 改正
平成 4 年 3 月 17 日第 9・10・11・15・20・21・23・35 条改正
第 22 条削除
平成 6 年 4 月 28 日改正
平成 8 年 4 月 25 日第 8・10・18・19・20 条改正
平成 9 年 4 月 25 日改正
平成 10 年 4 月 28 日改正
平成 13 年 10 月 1 日改正
平成 14 年 4 月 26 日改正
平成 15 年 4 月 25 日改正
平成 16 年 4 月 27 日改正
平成 18 年 4 月 27 日改正
平成 19 年 4 月 26 日改正
平成 21 年 4 月 27 日改正
平成 22 年 1 月 6 日 附則削除
平成 24 年 4 月 26 日改正
平成 28 年 4 月 26 日改正
平成 29 年 4 月 26 日改正第 6・7 条改正、附則追加
2022 年 4 月 27 日改正 第 16 条改正 附則第 2 条追加